

日ASEAN包括的經濟連携
(AJCEP)協定
交渉妥結等について

平成19年11月



目次

I. 日ASEAN関係基礎情報

II. 日ASEAN貿易の概況

III. 日ASEAN投資の概況

IV. AJCEP協定のメリット

V. 交渉の経緯と現状

VI. 物品

VII. その他の分野

(参考) 東アジア諸国とのEPA交渉の現状

I. 日ASEAN関係基礎情報

1. 日ASEAN関係の歩み

- ・1967年:ASEAN成立
- ・1977年:第一回日ASEAN首脳会議(福田ドクトリン「心と心のふれあい」)
- ・1997年:アジア経済危機(日本は800億ドルの支援実施を表明)
第三回日ASEAN首脳会議(以降毎年開催)
- ・2003年:日ASEAN特別首脳会議(ASEANの全首脳が域外(日本)で初めて一堂に会する歴史的な首脳会議)
- ・2005年:小泉総理とASEAN各国首脳は、日本とASEANが戦略的なパートナーシップを深化・拡大させる決意を再確認。

2. ASEANの重要性

- (1)5億の人口、成長著しい経済を有するASEANの安定は東アジアの安定に直結する。またASEANは日本にとって重要なシーレーンに位置する。
- (2)ASEANは日本にとりアメリカ、中国に次ぐ貿易相手、かつ日本の重要な投資先(貿易については3・4頁、投資は5頁参照)。
- (3)日本とASEANは30年以上に亘る信頼関係。日本人にとってアメリカに次ぐ旅行先。(右図参照)

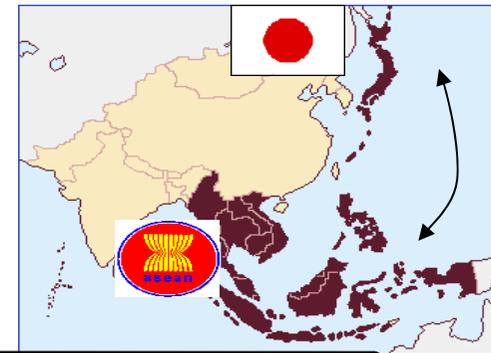


図1:日本人の旅行先

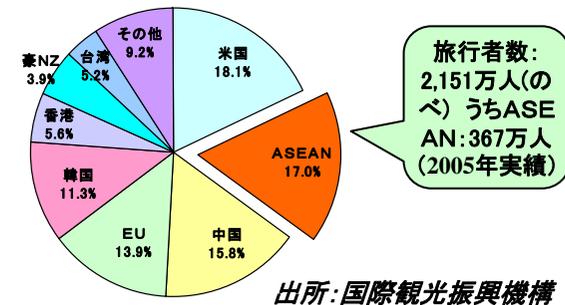
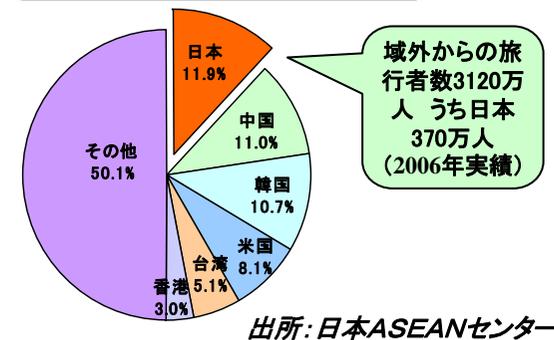


図2:ASEANへの旅行者数

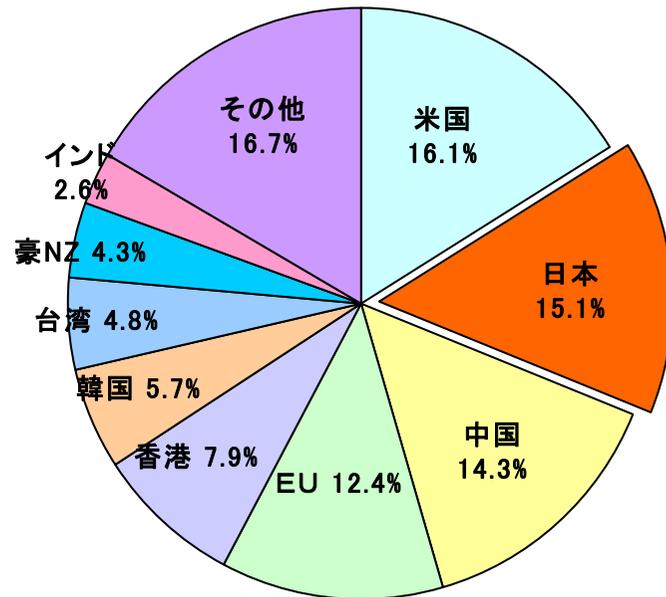


II. 日ASEAN貿易の概況①

ASEANから見た日本

日本は、最も重要な貿易相手国

- ASEANの対域外貿易総額(11,150億米ドル)のうち、対日貿易額が占める割合は15.1%で、米国に並び最も重要な貿易相手国(2006年実績)。



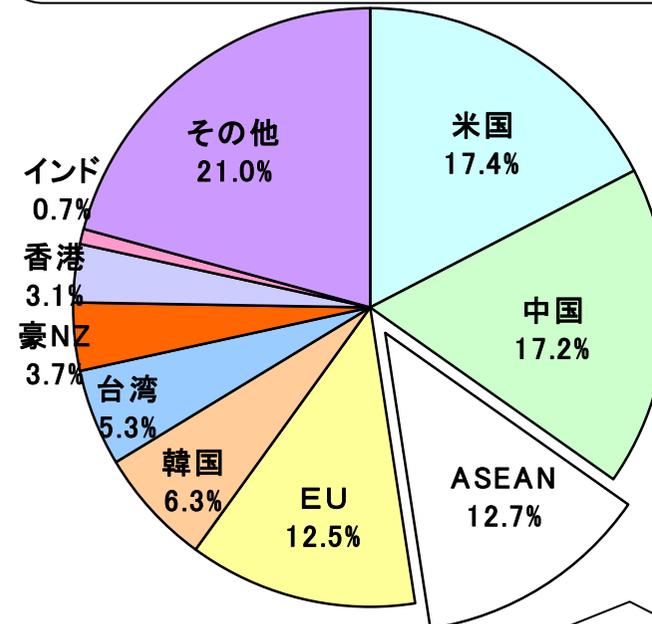
対域外国合計: 11,150億米ドル、対日本: 1,678億米ドル
(2006年実績)

出所: IMF "DOTS QUARTERLY June 2007"、台湾国際貿易局Web Site

日本から見たASEAN

米中EUに並ぶ重要な貿易パートナー

- 日本の貿易総額(142.6兆円)のうち、対ASEAN貿易総額が占める割合12.7%で、米・中に次いで第3位(2006年実績)



対世界貿易額: 142.6兆円、対ASEAN: 18.2兆円
(2006年実績)

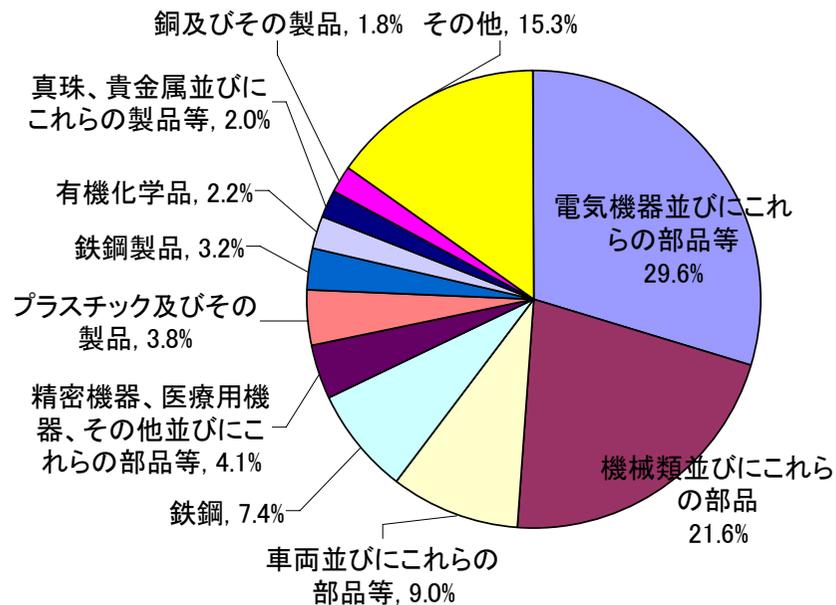
出所: 財務省「貿易統計」

Ⅱ. 日ASEAN貿易の概況②

日本から見たASEAN

一体化した生産ネットワーク

- 日本企業の生産拠点の進出により、部品の輸出が多い(例えば、タイ向け自動車及び自動車部品の輸出のうち、77%以上は、自動車部品(※)。)



ASEANへの日本の輸出品目別シェア
(2006年実績 総額8兆3485億円)

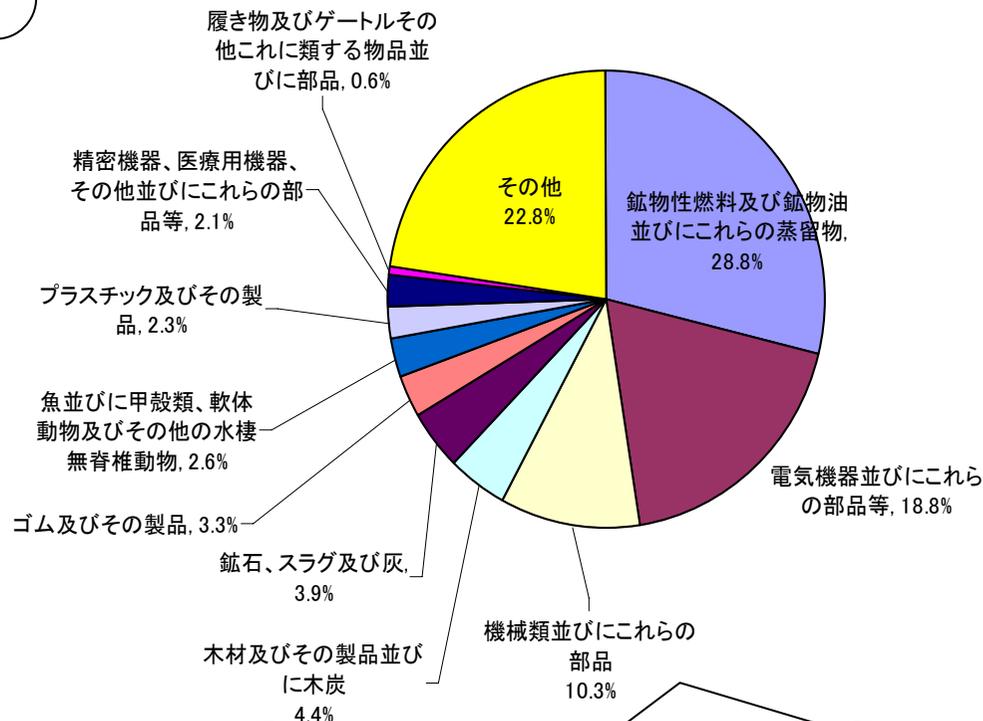
出所:財務省「貿易統計」

(※)HS87類及びHS84類の一部(自動車用エンジン)のうち、自動車部品関連の品目の輸出の占める割合

ASEANから見た日本

重要な輸出市場

- ASEANからの輸入のうち、約85%が鉱工業品、15%が農林水産品。



ASEANからの日本の輸入品目別シェア
(2006年実績 総額8兆9928億円)

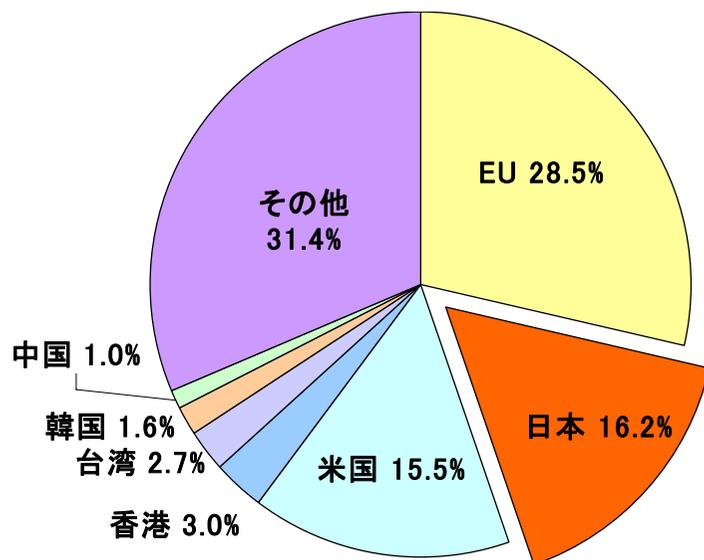
出所:財務省「貿易統計」

Ⅲ. 日ASEAN投資の概況

ASEANから見た日本

長期に亘る多額の投資蓄積

- 日本企業の生産拠点としての実態を反映して、中、韓等他のASEANの対話国(dialogue partners)に比べ、圧倒的な金額の投資蓄積を有する。



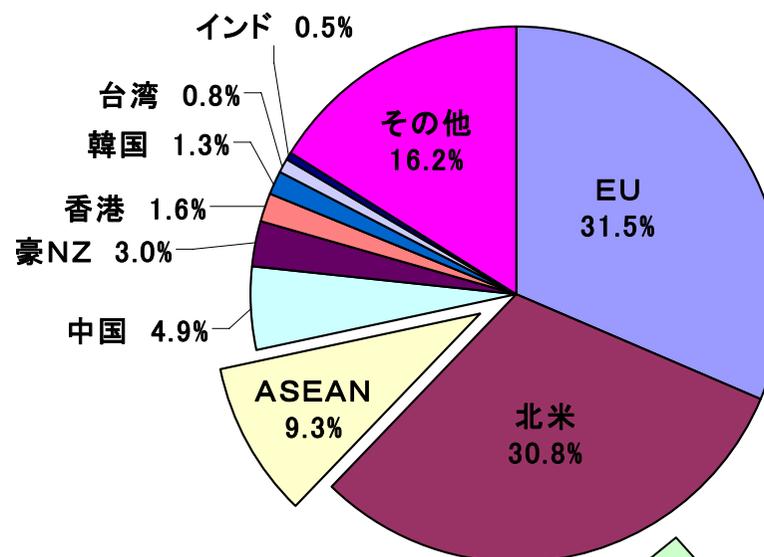
ASEAN域外からの対ASEAN直接投資
域外国投資累計: 2,922億米ドル 日本投資累計: 497億米ドル
(1996-2006年累計)

出所: ASEAN事務局 FDI FLOWS TO ASEAN BY COUNTRY OF ORIGIN 1996-2006

日本から見たASEAN

東アジア最大の投資先

- ASEANは、我が国にとって東アジアにおいて最も重要な投資先。

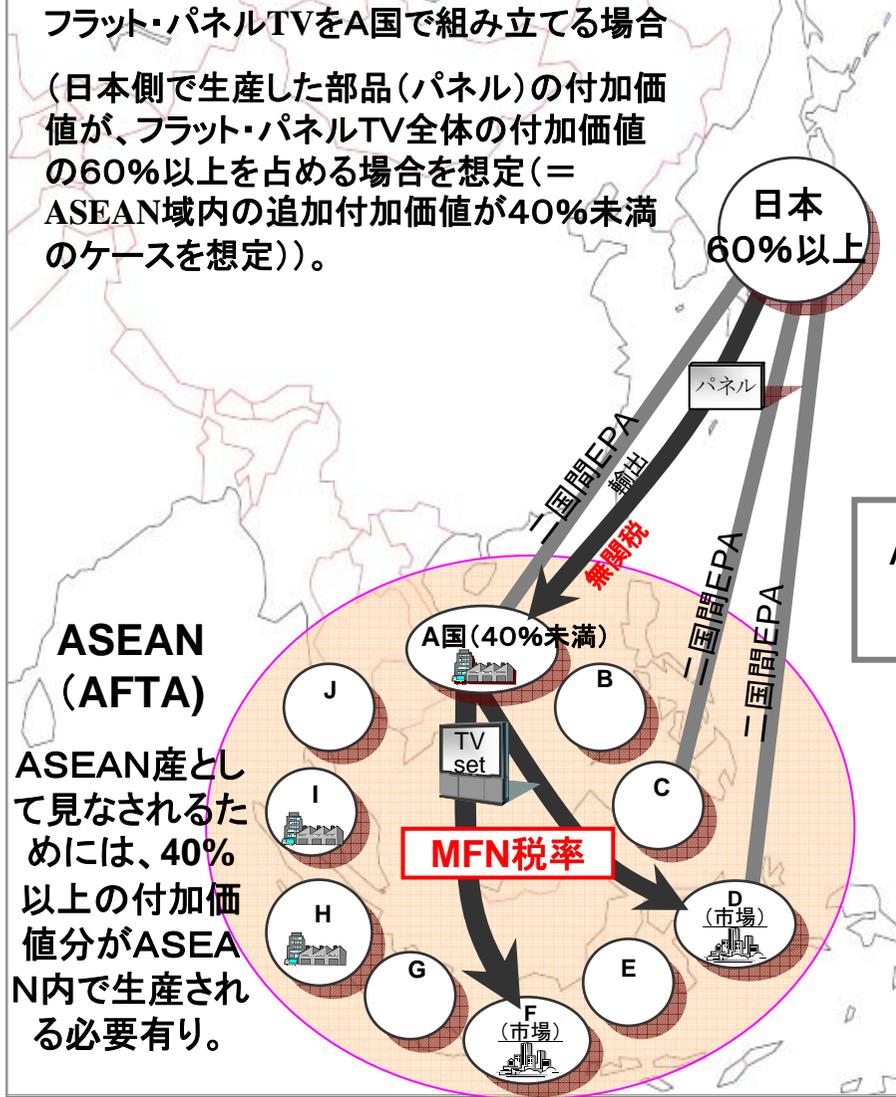


日本からの対外直接投資
対外直接投資累計: 51兆6,512億円、対ASEAN 4兆8,032億円
(1995-2004年度累計)

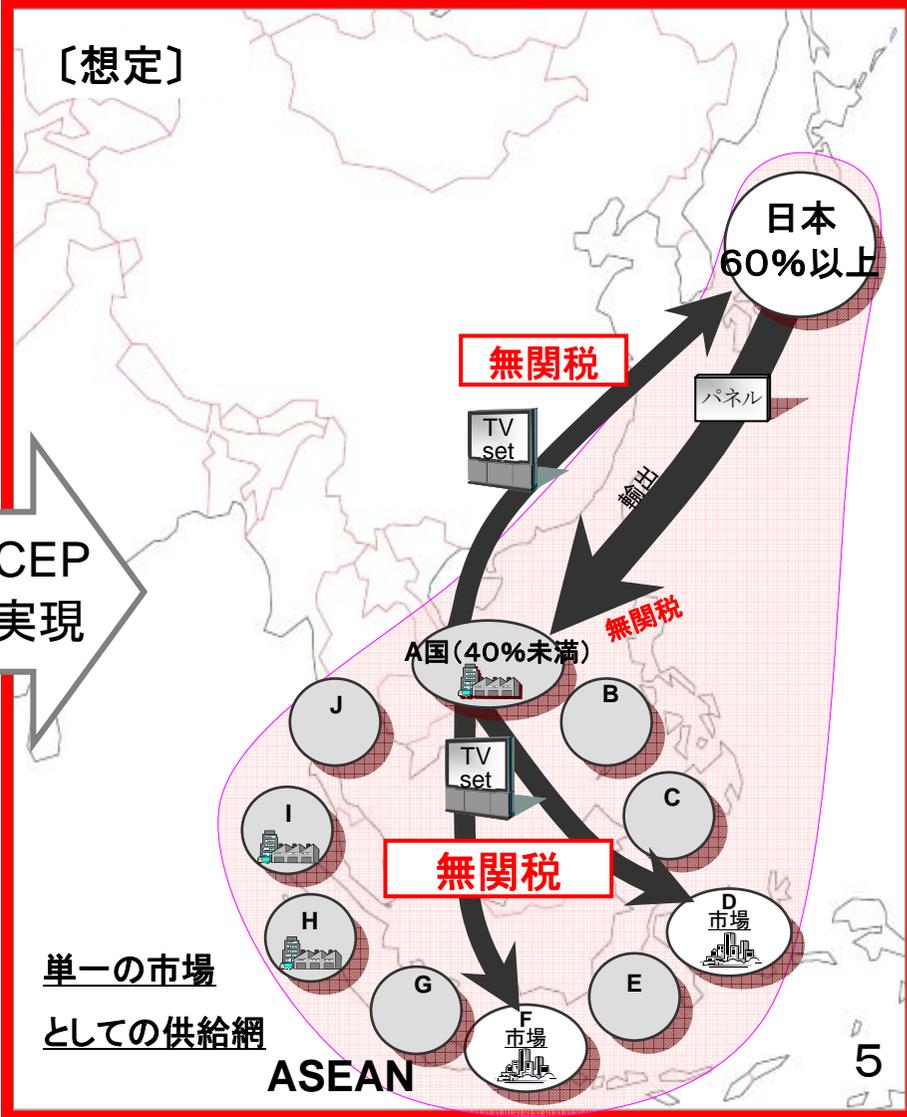
出所: 財務省「対外及び対内直接投資状況」(平成16年度まで)

IV. AJCEPのメリット – 原産地規則の「累積」の適用(注) –

< 二国間EPA+ASEAN自由貿易地域(AFTA)のみの場合 >



< AJCEP >



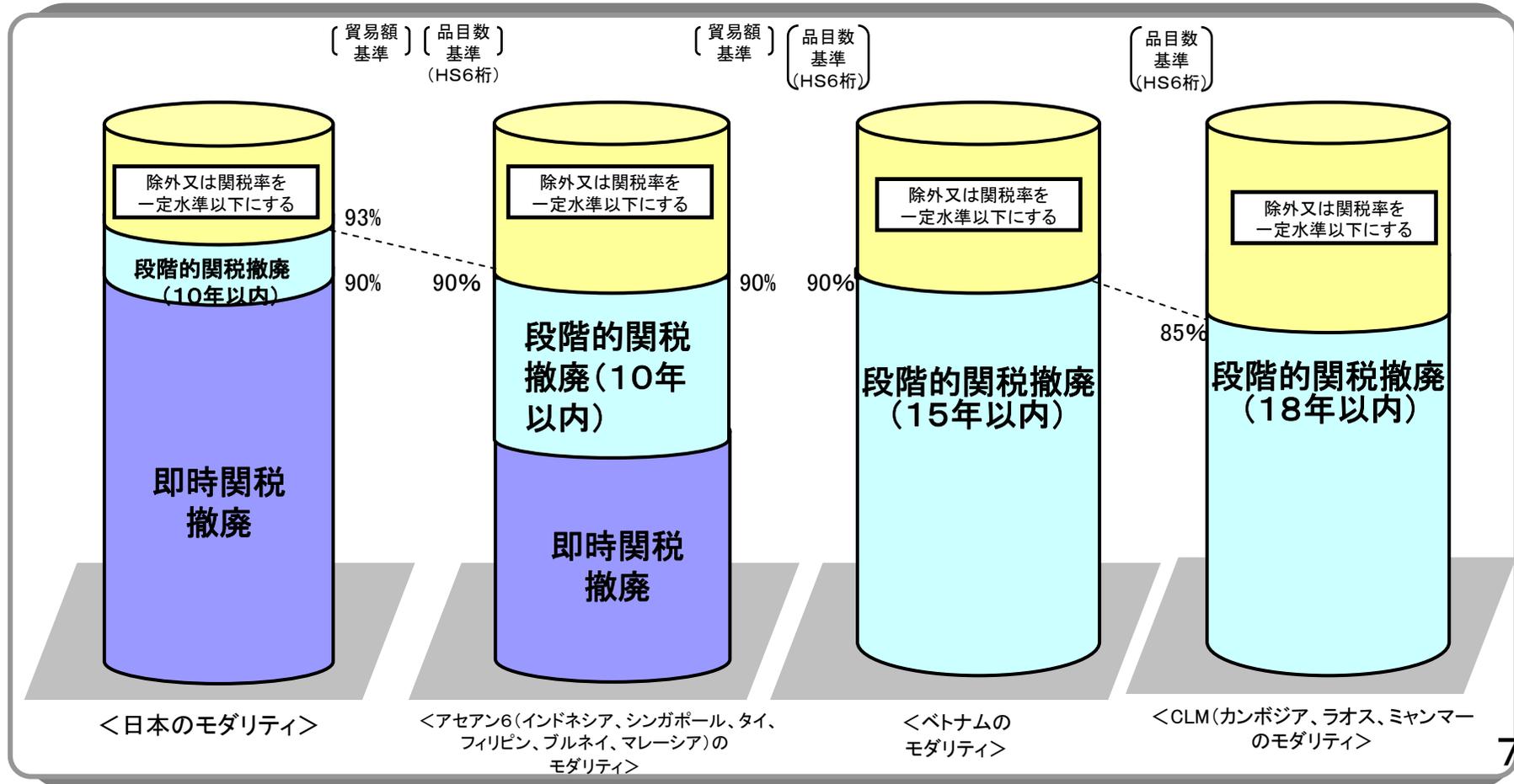
(注)累積とは、一般的に、締約国Aの原産品が締約国Bで生産される製品の材料として使用される場合に、その原産品が締約国Bの原産材料としてみなされることをいう。AJCEP協定の下では、二国間EPAに比し原産品として認定されることがより容易となるとのメリットがある。

V. 交渉の経緯

- ・ 2002年 1月 小泉総理(当時)演説(於シンガポール)にて「日ASEAN包括的経済連携構想」を提唱。
- ・ 2003年10月 日ASEAN包括的連携協定の枠組みを採択。
- ・ 2005年4月 日ASEAN包括的連携協定交渉開始。以来、11回の正式交渉会合を開催。
- ・ 2005年12月 日ASEAN首脳会議「交渉を2年以内に終わるように最善の努力を行う」ことを首脳間で確認。
- ・ 物品貿易自由化の構造の議論については、他の締約国に等しく単一の譲許表を適用する共通譲許方式を採用。
- ・ 2007年 1月 日ASEAN首脳会議にて、2005年4月の交渉開始から2年以内に妥結するという決意を再確認。
- ・ 2007年5月の日ASEAN経済大臣会合(於:ブルネイ)において、物品貿易自由化の方式(モダリティ)について原則的に意見が一致した。
- ・ 2007年5月に原則的に意見が一致したモダリティを踏まえ、日本とASEAN各国間でオファー交換を行った。その後の交渉を通じて、各国のオファー・リストの品目の微調整(ファイン・チューニング)を実施し、オファー・リストを確定。これを踏まえ、8月25日に開催された日ASEAN経済大臣会合にて大筋合意を確認。
- ・ 2007年11月に開催される日ASEAN首脳会議にて各国首脳に交渉妥結を報告。

VI. 物品(1) — 物品貿易自由化に関するモダリティ —

- 日本**: 10年以内に貿易額93%の部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定割合について、関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。
- ASEAN6カ国**(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ): 10年以内に貿易額・品目数共に90%について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。
- ASEAN4カ国**(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム): 関税撤廃・引下げのスケジュール等について、それぞれの経済発展段階に応じてASEAN6カ国との差を設ける。



VI. 物品(2) — 品目別概況 —

日本側のオファー

- 鉱工業品については、殆どの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。
- 農林水産品については、守るべきものは守りながら、ASEAN側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行う。

農林水産品のオファー概要

(1) 関税撤廃に応じた品目

(これまでのアセアン各国との二国間EPAで関税撤廃に応じた品目)

○ 即時関税撤廃する品目の例

ドリアン、えび、えび調製品 等

○ 10年以内に段階的関税撤廃する品目の例

塩蔵なす、カレー調製品、くらげ 等

(2) 関税撤廃に応じなかった品目

○ 関税削減する品目の例

鶏肉調製品、合板(熱帯産木材を使用したもののうち関税が6%及び8.5%のもの)等

○ 除外等、関税撤廃・削減の対象外とした品目の例

国家貿易品目(米麦、米麦調製品、乳製品)、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖・砂糖調製品、でん粉、パインアップル(缶詰等を含む)、合板(熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの)、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等

ASEAN側のオファー

- AJCEP協定は、日本とASEAN域内での原産地規則の「累積」の適用によって、日本及びASEAN域内全体での生産ネットワークを強化することにその主要な意義がある。
- そのような原産地規則の「累積」の適用によって裨益する効果が大きい品目(例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等)については、殆どの国において、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現。

VII. その他の分野

原産地規則

■ 原産地規則の「累積」のメリット

- 原産地規則とは、ある製品がAJCEP協定に基づく特惠関税の対象となる原産品として認められるためのルール。日本とASEAN域内での原産地規則の「累積」(ある製品が締約国Aで生産される場合、その生産に使用された締約国Bの原産材料を締約国Aの原産材料とみなすこと)の適用によって、AJCEP協定の下では、二国間EPAに比し原産品として認定されることがより容易となるとのメリットがある。

投資・サービス

■ 既に二国間枠組みでの取組みが存在

- 二国間EPAや投資協定を通じて、一定の自由化が確保されている。

■ 将来的な地域レベルの取組みにむけた基盤整備

- AJCEP協定においては、将来的な地域レベルの自由化に向けた基盤を構築。サービス貿易、並びに投資の自由化及び保護についての今後の交渉を規定。

協力

■ 開発格差の是正やASEAN全体の統合に資する協力を実施

- AJCEP協定の下で、知的財産分野や農林水産分野(違法伐採対策を含む)における協力、CLMV向け支援等を含め、ASEAN地域内の開発格差の是正やASEAN統合に資するような協力を実施予定。

(参考) 東アジア諸国とのEPA交渉の現状

